

## 徴収等業務規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
  - 第2章 徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項（第5条）
  - 第3章 徴収等業務を行う事務所に関する事項（第6条）
  - 第4章 納付金の徴収の方法に関する事項（第7条—第13条）
  - 第5章 供給促進交付金の交付の方法に関する事項（第14条—第19条）
  - 第6章 調整交付金の交付の方法に関する事項（第20条—第25条）
  - 第7章 系統設置交付金の交付の方法に関する事項（第26条—第31条）
  - 第8章 納付金の管理の方法に関する事項（第32条—第38条）
  - 第9章 政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項（第39条—第40条）
  - 第10章 徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項（第41条—第44条）
  - 第11章 徴収等業務に関する公正の確保に関する事項（第45条—第46条）
  - 第12章 徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項（第47条—第48条）
  - 第13章 その他徴収等業務に関し必要な事項（第49条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「法」という。）第40条第1項の規定に基づき、法第31第1項及び第38条第1項の納付金の徴収並びに交付金の交付の業務（以下「徴収等業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって徴収等業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）並びにこれに基づく命令、通知によるほか、この規程に従い、公正かつ適切に徴収等業務を実施する。

### （用語）

第3条 本規程において使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法及び本機関の業務規程において使用する用語の例による。

### （情報処理システム）

第4条 本機関は、効率的な業務遂行及び認定事業者その他の関係者の利便性の向上の観点から、徴収等業務に用いる情報処理システムを具備する。

2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が

変更されたとき、本規程が変更されたとき、認定事業者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。

- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する認定事業者その他の関係者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
- 4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

## 第2章 徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項

(業務時間及び休日)

第5条 徴収等業務を行う時間は、業務規程第11条第3項及び第4項の規定による。

## 第3章 徴収等業務を行う事務所に関する事項

(事務所の所在地)

第6条 徴収等業務を行う本機関の事務所所在地は、東京都千代田区とする。

## 第4章 納付金の徴収の方法に関する事項

(納付金の額の算定に係る資料の提出)

第7条 本機関は、納付金の額を算定するため、施行規則第25条に規定する期間ごとに、小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対し、当該各小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量その他必要な資料の提出を求める。

- 2 本機関は、前項に定めによるもののほか、納付金の額を算定するため必要があるときは、法第33条第2項の定めるところにより小売電気事業者等に対し、必要な資料の提出を求める。

(納付金の額の算定)

第8条 本機関は、前項の規定により提出を受けた各小売電気事業者等からの資料に基づき、施行規則第25条に規定する期間ごとに、納付金の額の算定を行うものとする。

- 2 前項の納付金の額の算定は、施行規則第26条に規定する方法により、これを行うものとする。

(納付金の額の決定)

第9条 本機関は、前条の算定により、各小売電気事業者等が納付すべき納付金の額を決定する。

- 2 本機関は、前項で決定した各小売電気事業者等の納付金の額を経済産業大臣に報告する。

(納付金の額等の通知)

第10条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合には、各小売電気事業者等に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を書面又は電子メールで通知する。

2 前項の納付期限は、第7条に規定する小売電気事業者等が納付金の額の算定に係る資料を提出すべき日が属する月の翌月末日とする。ただし、その翌月末日が徴収等業務の休日である場合においては、その翌営業日とする。

(納付金の徴収の方法)

第11条 本機関は、小売電気事業者等から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより納付金を徴収する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。

2 前項の振込みに要する費用は、小売電気事業者等の負担とする。

(納付金の納付の督促)

第12条 本機関は、第10条の規定による通知を受けた小売電気事業者等が、その納付期限までに納付金を納付しないときは、法第34条第1項の規定により、督促状により期限を指定してその納付を督促する。

2 前項の指定する期限は、納付期限の日が属する月の翌月の10日とする。ただし、第10条第2項ただし書の規定により、翌月末日が徴収等業務の休日であり翌営業日が納付期限となる場合においては、当該納付期限の日が属する月の10日とする。

3 本機関は、第1項の督促を受けた小売電気事業者等が、前項の規定による期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、その督促に係る納付金の額に第1項の督促状により指定した納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

4 前項の規定により徴収した延滞金は、これを納付金の一部として徴収するものとし、徴収等業務以外の費用に流用しない。

5 本機関は、第1項の規定による督促を受けた小売電気事業者等が同項の規定により指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知する。

(FIT 電気買取事業者に係る納付金の徴収)

第13条 本機関は法第15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合、同法第38条の定めるところにより、施行規則第34条の2に規定する期間ごとに、FIT 電気買取事業者（業務規程180条の3第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達に係る費用を負担する一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者をいう。以下同じ。）から、その下回った額の納付金を徴収する。

2 第7条から第12条までの規定は、前項の規定による納付金について準用する。

## 第5章 供給促進交付金の交付の方法に関する事項

(再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得)

第14条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事

業計画に係る情報を取得する。

(供給促進交付金の額の算定に係る資料の提出)

- 第15条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、施行規則第3条の2に規定する期間ごとに、一般送配電事業者に対し、供給電力量その他必要な資料提出を求める。
- 2 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、1つの受電地点特定番号に複数の発電設備が紐づく設備を保有する認定事業者に対し、供給電力量の実績の提出を求める。
- 3 本機関は、前項に定めによるもののほか、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、法第2条の5第2項の定めるところにより認定事業者に対し、必要な資料の提出を求める。

(供給促進交付金の額の算定)

- 第16条 本機関は、前条の規定により提出を受けた一般送配電事業者及び当該認定事業者からの資料に基づき、供給促進交付金の額の算定を行う。
- 2 前項の供給促進交付金の額の算定は、法第2条の4及び施行規則第3条の3に規定する方法により、これを行うものとする。

(供給促進交付金の額の決定)

- 第17条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者に交付すべき供給促進交付金の額を決定する。
- 2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の供給促進交付金の額を経済産業大臣に報告する。

(供給促進交付金の額等の通知)

- 第18条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合は、各認定事業者に対し、その者に対して交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を電子メール又は徴収等業務を行う情報処理システムにより通知する。

(供給促進交付金の交付の方法)

- 第19条 本機関は、各認定事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより供給促進交付金を交付する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。

## 第6章 調整交付金の交付の方法に関する事項

(再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得)

- 第20条 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

(調整交付金の額の算定に係る資料の提出)

- 第21条 本機関は、調整交付金の額を算定するため、施行規則第13条の3の2で定める期間ごとに、特定契約を締結しているFIT電気買取事業者(施行規則附則第11条に規定するみなし電気事業者を含む。以下同じ。)に対し、当該FIT電気買取事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出を求める。
- 2 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、法第15条の4第2項の定めるところによりFIT電気買取事業者に対し、資料の提出を求める。
  - 3 本機関は、調整交付金の額を算定するために必要があるときは、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定供給者に対し資料必要な資料の提出を求める。

(調整交付金の額の算定)

- 第22条 本機関は、前条第1項の規定により提出を受けた各FIT電気買取事業者からの資料に基づき、調整交付金の額の算定を行うものとする。
- 2 前項の調整交付金の額の算定は、法第15条の3及び施行規則第13条の3の3に規定する方法により、これを行うものとする。
  - 3 本機関は、施行規則13条の3の3の規定により控除した同条第3号に掲げる額(同条に規定する方法により算定して得た調整交付金の額が零を下回る場合にあっては、当該下回る額を同号に掲げる額から控除して得た額)を納付金の一部として徴収する。

(調整交付金の額の決定)

- 第23条 本機関は、前条の算定により、各FIT電気買取事業者に交付すべき調整交付金の額を決定する。
- 2 本機関は、前項で決定した各FIT電気買取事業者の調整交付金の額を経済産業大臣に報告する。

(調整交付金の額等の通知)

- 第24条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合は、各FIT電気買取事業者に対し、その者に対して交付すべき調整交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。

(調整交付金の交付の方法)

- 第25条 本機関は、調整交付金を各FIT電気買取事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより交付する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。

## 第7章 系統設置交付金の交付の方法に関する事項

(系統設置交付金の額の算定に係る費用)

第26条 本機関は、系統設置交付金の額を算定するため、施行規則第20条で定める期間ごとに、一般送配電事業者又は送電事業者から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額の届出を受ける。

2 前項の届出を受ける際は、施行規則第21条に規定する様式による。

3 本機関は、第1項で届出を受けた場合、届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。

(系統設置交付金の額の算定)

第27条 本機関は、前条第1項の規定により届出を受けた費用の額を基に、系統設置交付金の額の算定を行う。

2 前項の系統設置交付金の額の算定は、法第29条第1項に規定する方法により行う。

(系統設置交付金の額の決定)

第28条 本機関は、前条の算定により、一般送配電事業者又は送電事業者に交付する系統設置交付金の額を決定する。

(系統設置交付金の額等の通知)

第29条 本機関は、前条の決定を行った場合は、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対し、その者に対して交付すべき系統設置交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。

(系統設置交付金の交付の方法)

第30条 本機関は、系統設置交付金を、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより交付する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。

2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。

(系統設置交付金の交付期間)

第31条 系統設置交付金の交付期間は、施行規則第23条の規定による。

## 第8章 納付金の管理の方法に関する事項

(基本方針)

第32条 本機関は、納付金の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

(区分経理)

第33条 本機関は、電気事業法第28条の5第1項第2号の規定及び本機関の会計規程に基づき、徴収等業務に係る経理と徴収等業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。

(納付金の運用)

第34条 本機関は、法第41条に基づき、納付金を運用することができる。

2 本機関は、納付金の運用により生じた収入は、これを納付金に充てるものとし、他の費用に流用しない。

(事務費の支出)

第35条 本機関は、納付金の中から、徴収等業務に必要な事務費を支出することができる。

(供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付財源が不足する際の対応)

第36条 本機関は、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金を交付するために必要な財源に不足が生じるおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣にその旨を報告し、経済産業大臣からの指示を受けるものとする。

2 本機関は、前項の経済産業大臣からの指示に従って、不足財源について金融機関から資金調達を行う場合には、資金調達先となる金融機関を公正・公平な競争性のある方法を用いて選定することにより、金利その他の資金調達に係る費用の縮減に努めるものとする。

3 本機関は、前項の資金調達について、資金調達が不調となる場合には、速やかに経済産業大臣にその事実を報告し、新たな指示を受けるものとする。

4 第2項の資金調達に係る債務（金利その他の資金調達に係る費用に係るものを含む。）の返済は、法第32条第2項の規定の趣旨にかんがみ、当該債務が発生した翌々年度までの納付金をもって充てるものとする。

(非化石証書の発行及び販売)

第37条 本機関は、非化石電源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第2項に規定する非化石エネルギー源を利用する電源をいう。）のうち、法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電された再生可能エネルギー電気の量（法第15条の4第1項の規定により決定した調整交付金の額の基礎となる電気の量に限る。）を認定し、当該認定した非化石電源に係る電気に相当するものの量を一般社団法人日本卸電力取引所に書面又は電子メールで通知することによって、非化石証書（法第2条第4項に規定する再生可能エネルギー源に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書をいう。）を発行する。

2 本機関は、前項の規定により発行した証書を、一般社団法人日本卸電力取引所にて開設される非化石価値取引市場を通じて非化石価値取引会員に販売することができる。

3 前項の販売に伴う本機関の収入は、これを徴収等業務に充てるものとし、徴収等業務以外の費用に流用しない。

(残高の報告)

第38条 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、納付金の残高を経済産業大臣に報告する。

## 第9章 政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項

(基本方針)

第39条 本機関は、法第2条の6及び法第15条の5の規定により供給促進交付金及び調整交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てることを目的とした政府が講ずる予算上の措置に係る資金（以下「予算措置資金」という。）の管理において、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

（管理方法）

第40条 予算措置資金の執行にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、法及びその他の法令の定めによるほか、予算措置資金にかかる要綱等の定めるところによる。

## 第9章 徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項

（秘密保持義務）

第41条 本機関の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、徴収等業務に関して知り得た秘密及び個人情報等を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（文書の保存における秘密の保持）

第42条 本機関は、徴収等業務に関して知り得た秘密及び個人情報を記載した文書や電子媒体等について、適切に保存する。

2 文書管理規程第5条に規定する文書管理者は、同規程に基づき、文書の保存の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講じる。

（情報の管理）

第43条 情報管理については、業務規程第8条の規定による。

（業務委託先における秘密の保持）

第44条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、情報管理規程第37条、第38条及び第39条の規定により必要な対策を講じる。

## 第11章 徴収等業務に関する公正の確保に関する事項

（法令等の遵守）

第45条 本機関の職員は、業務規程の別紙2-1で定める職員行動規範第1条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。

2 本機関の理事長、理事、及び理事会は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等が遵守されるように取り組む。

（監査）

第46条 本機関は、徴収等業務が適正に行われていることについて検査するため、監



査を原則として毎年度実施する。

## 第12章 徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

(帳簿及び書類の保存)

第47条 帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。

(1) 法第42条の帳簿

(2) その他徴収等業務を記録する書類

2 前項第1号の帳簿は、事務所内において、適切に保存する。

3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(災害等に備えた管理)

第48条 本機関は、帳簿及び書類の保存について、災害等に備えた管理としてデータバックアップ等を行う。

## 第13章 その他徴収等業務に関し必要な事項

(実施細則)

第49条 本機関は、この規程に定めるもののほか、徴収等業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。

2 本機関は、前項の細則を定めたときは、経済産業大臣に提出するものとする。細則を変更したときも同様とする。

附 則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。